

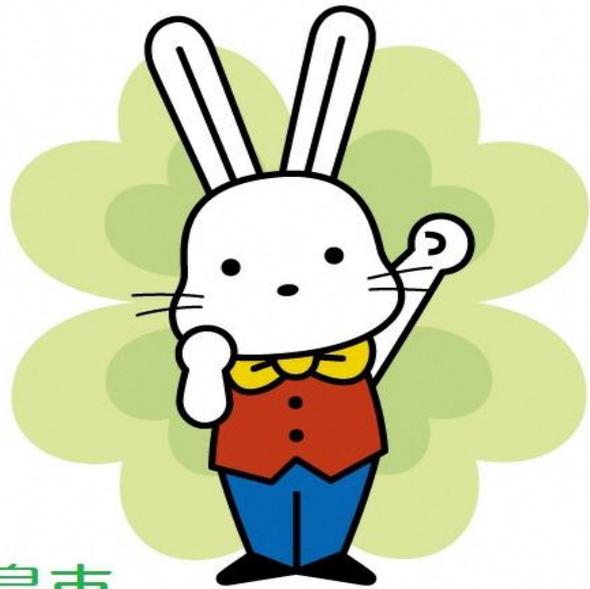
障がい者雇用を推進する 企業を認証します！

福島市では、障がい者雇用を積極的に取り組む中小企業を募集します！

認証企業は、市のホームページ等で紹介するなど、障がい者雇用に対する理解と推進を図ります。

認証企業には、右記の認証マークを贈呈します。

企業紹介や求人募集時に、障がい者雇用を推進し、職員が働きやすい企業であることを分かりやすくアピールできますよ！
(詳しくは裏面の事業概要をご覧ください)



福島市障がい者雇用推進企業認証事業の申請の様式は市ホームページよりダウンロードできます。

福島市 障がい者雇用

検索

福島市
障がい者雇用推進認証企業

- 申請期間 平成30年5月14日(月曜日)～平成30年10月12日(金曜日)
- 対象企業 福島市内に本社または主たる事業所があり、市内において事業活動を行う中小企業
 - ① 常用雇用従業員数300人以下の事業所
 - ② 雇用保険適用事業所であること
 - ③ 市税に滞納がないこと
- 申請方法 平成30年10月12日(金曜日)までに商業労政課に備え付け申請書、または市ホームページより様式をダウンロードしていただき、商業労政課労政係へ直接持参または郵送にてご提出ください。
- 認証企業には！ 認証した企業は、平成30年11月26日(月)開催のウィメンズイノベーションカレッジインふくしま提案書発表会上で市長より認証書と認証プレートを贈呈いたします。
市政だより、市ホームページにおいて紹介いたします。

◆ お問い合わせ先 ◆

〒960-8601 福島市五老内町3番1号(福島市役所東棟6階)
福島市商工観光部商業労政課労政係 (TEL:024-525-3720 FAX:024-535-1401)
E-mail: syou-rou@mail.city.fukushima.fukushima.jp URL: http://www.city.fukushima.fukushima.jp

福島市では、障がい者の雇用への取り組みを積極的に行う中小企業を福島市長が認証します。

《 1 認証の要件 》

福島市障がい者雇用推進企業認証申請チェックシートにより基準を満たす企業を認証の要件とします。

- ①障がい者を雇用していること。
- ②障がい者を継続雇用していること。
- ③障がい者の実習など受け入れできる体制であること。
- ④①～③以外で障がい者を雇用するために行っている取り組みがあること。

《 2 認証企業になると 》

福島市長より認証書と認証プレートを交付し下記の支援をします。

- ①福島市政だよりに、認証企業名を公表します。
- ②福島市ホームページにおいて、認証企業の概要や取り組み内容を紹介します。
- ③認証された企業は、福島市障がい者雇用推進企業である旨の表示を用いることができます。
- ④福島市で実施する事業において、認証企業を記載したチラシを配布します。
- ⑤福島市または関係機関が実施する事業所または職員向けセミナーや研修会、制度等に係る各種関係資料及び情報提供をします。
- ⑥福島市競争入札参加資格審査の格付け等の審査時に、工事等に係る主観点が付与の対象になります。

《 3 認証期間 》

認証決定から2年度 ※更新することができます。

《 4 対象企業 》

福島市内に本社又は主たる事務所があり、市内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人(国および地方公共団体は除きます。)

- ①常用雇用労働者数300人以下の企業であること。
- ②雇用保険適用事業所であること。
- ③市税を滞納していないこと。(過年度分を含む) ほか

《 5 認証手続き 》

福島市障がい者雇用推進企業認証申請書と下記①～⑦の書類を添付して、商業労政課まで直接持参または郵送で申請できます。

- ①福島市障がい者雇用推進企業認証申請書(様式第1号)
- ②福島市障がい者雇用推進企業必要事項申告書兼同意書(様式第1号-2)
- ③障害者雇用状況報告書(様式第1号-3)(49人以下の企業のみ)
- ④福島市障がい者雇用推進企業申請チェックシート(様式第2号)
- ⑤障害者雇用状況報告書(50人以上の企業は、公共職業安定所へ提出した写し)
- ⑥障害者手帳の写し(49人以下の企業のみ)
- ⑦認証基準を満たしていると証明される資料

(例:取り組み状況のわかる書類、研修会の実施、啓発資料など)
申請された書類を審査し、認証要件を満たしている企業を認証します。

様式は、福島市ホームページからダウンロードできます。

「福島市 障がい者雇用」で検索できます。

《 6 申請期間 》

平成30年5月14日(月曜日)から平成30年10月12日(金曜日)まで(土日祝日を除く)
商業労政課労政係へ直接持参または郵送にて提出ください。

《 7 問合せ・申請先 》

〒960-8601 福島市五老内町3-1
福島市商工観光部商業労政課 (市役所東棟6階)
TEL024-525-3720

